

薬第574-9号
令和5年10月25日

埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議
委員 町田 充 様

埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議事務局

令和5年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策
について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、事務局において令和5年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策を策定いたしましたので御確認をお願いいたします。

今後とも、インフルエンザワクチンの安定供給対策につきまして、特段の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、関係機関及び関係団体（一般社団法人埼玉県医師会会长、一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会理事長、地方独立行政法人埼玉県立病院機構理事長、各市町村長及び各保健所長）あてには別途通知したことを申し添えます。

担当 埼玉県保健医療部

薬務課販売指導担当 (TEL 048-830-3622)

感染症対策課感染症・新型インフルエンザ対策担当 (TEL 048-830-3557)

医療整備課医務担当 (TEL 048-830-3539)

令和5年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策について

令和5年度のインフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給量は、令和5年8月時点で約3,121万本と予定されている。

近年のワクチンは、需要に対して十分な供給量が確保されていることから、国は、平成24年度からワクチンの供給予定量の情報提供のみを行うこととしている。

国から情報提供された今年度のワクチンの供給量については、十分な量が見込まれているものの、これは例年行っているワクチンの効率的な使用が前提となっている。

一方、今年度は9月中に県内で流行注意報が発令されるなど、インフルエンザの流行拡大が懸念されることから、昨年度と同様にワクチンの効率的な使用と安定供給が重要と考えられる。

これを踏まえ、当県においては、インフルエンザ対策を推進し、県民の安心・安全を確保するため、行政（県、市町村）、医療機関及び医薬品卸売販売業者が、より一層、互いに協力し、下記のとおりインフルエンザワクチンの安定供給対策を講じるものとする。

記

1 今年度のワクチン供給予定

供給見込み本数 約3,121万本（1mL換算、以下同じ）

（令和5年8月時点）

※昨年度製造量（3,649万本）の約17%減

県内医療機関の納入希望状況 1,006,935本（主要卸5社調べ）

（令和5年9月22日時点）

※昨年度納入希望状況（1,025,936本）の約1.9%減

※昨年度出荷実績：1,301,531本（令和5年1月31日までのデータ）

2 関係機関・団体の責務

ワクチンの安定供給のために関係機関・団体は、次の責務の遂行に努める。

（1）県（薬務課・感染症対策課）の責務

県（薬務課・感染症対策課）は、関係機関・団体に協力を求め、県内における

ワクチンの安定供給の方策を策定・推進する。

また、ワクチンの供給に滯りが生じるおそれが発生した場合は、速やかに次のとおり対応する。

○県内のワクチンが不足するおそれがある場合などは、市町村、医療機関、医薬品卸売販売業者の協力を得て、臨時に調査する。

○ワクチンの在庫を有する医療機関等に対して、入荷予定のワクチンの他の医療機関等への融通を依頼する等により、県内の調整に努める。

○国に対し速やかにワクチンの供給を求め、県内の適正なインフルエンザワクチン安定供給対策に努める。

○市町村の協力を得て、県民にワクチンの接種ができる医療機関等の情報提供を行い、県民の不安の解消に努める。

○必要に応じて、埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催し、ワクチンの安定供給について協議する。

(2) 県医師会の責務

○県医師会は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、医療機関に対し情報提供に努める。

○医療機関に対し依頼する分割納入、ワクチン不足時の融通、在庫調査等の県の対策に協力し、効率的な活用について医療機関に対する指導に努める。

(3) 医療機関の責務

○医療機関は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、適正な注文に努める。

また、納品を受ける際には、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、医薬品卸売販売業者の分割納入に協力する。

○必要量に見合う量のワクチンを購入することを徹底する。

○医療機関等は、今年度のワクチン供給状況、昨年度の使用実績及び新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、ワクチンの予約・注文を行う。特に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、早期の一括納入を求めるなど、必要以上の早期又は多量の納入を求める予約・注文を行わない。

- 医療機関等は、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わない。返品の扱いについては、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和3年11月30日厚生労働省医政局長・保健局長通知）を参照する。
- ワクチン不足等によりワクチンの供給ができなくなった場合には、予約在庫がある医療機関等においては、医薬品卸売販売業者又は県が要請する融通に応じるよう努める。
- 市町村が実施する臨時（ワクチンが不足するおそれがある場合など）のワクチン在庫状況等の調査を求められた場合には、協力する。
- 13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が特に必要と認める場合を除き「1回注射」を徹底する。
- 同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努める。

（4）医薬品卸売販売業者の責務

- 医薬品卸売販売業者は、県が定めたワクチン安定供給対策に協力し、医療機関等からの注文に対しては、昨年度の納入実績及び返品実績を確認し、使用実績を大幅に上回らないように配慮するとともに、追加注文を受ける際には、すでに納入した医療機関等の在庫を確認した上で、隨時必要量を供給すること。また、医療機関等からの新規ワクチン注文については、全体の注文量の状況を踏まえ調整し、医療機関等が不利にならないよう配慮する。
- 医薬品卸売販売業者は、今冬は昨年度よりも早期にワクチンが供給される見込みであること及びワクチンの供給量が昨年度よりも少ないことを踏まえて、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の納入時期、納入量等について綿密な情報提供を行うよう努める。
- 医療機関等へのワクチンの納入については、医療機関等の協力を得て分割納入に努めるとともに、医療機関等において、ワクチン接種に支障をきたす場合を除き、原則1回の納入は100本以下とするよう努める。
- ワクチンが不足するおそれがある場合などに国や県が臨時に実施する調査に協力する。

○ワクチン不足時の対応にあたっては、予約在庫がある医療機関等に対して、県とともに融通の理解・了解を得るよう努める。

○地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮する。

(5) 市町村及び県保健所の責務

○市町村及び県保健所は、住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を協働して行うとともに、ワクチン不足等の緊急時の場合には、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。また、ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。

○市町村は、医療機関のワクチンの在庫等について臨時の調査を行う。

○県保健所は、市町村が調査した医療機関のワクチンの在庫状況等の調査結果を集計し、県に報告するとともに、管内の市町村に対し、ワクチンの安定供給に必要な依頼及び情報の提供等を行う。

3 ワクチンの安定供給体制

(1) ワクチン安定供給体制

○図1の「埼玉県インフルエンザワクチン安定供給体制」により、ワクチンの安定供給を図る。

(2) 関係機関・団体の役割分担

○ワクチンの安定供給体制における関係機関・団体の役割分担は、別表のとおりとする。

(3) ワクチン不足時の対応

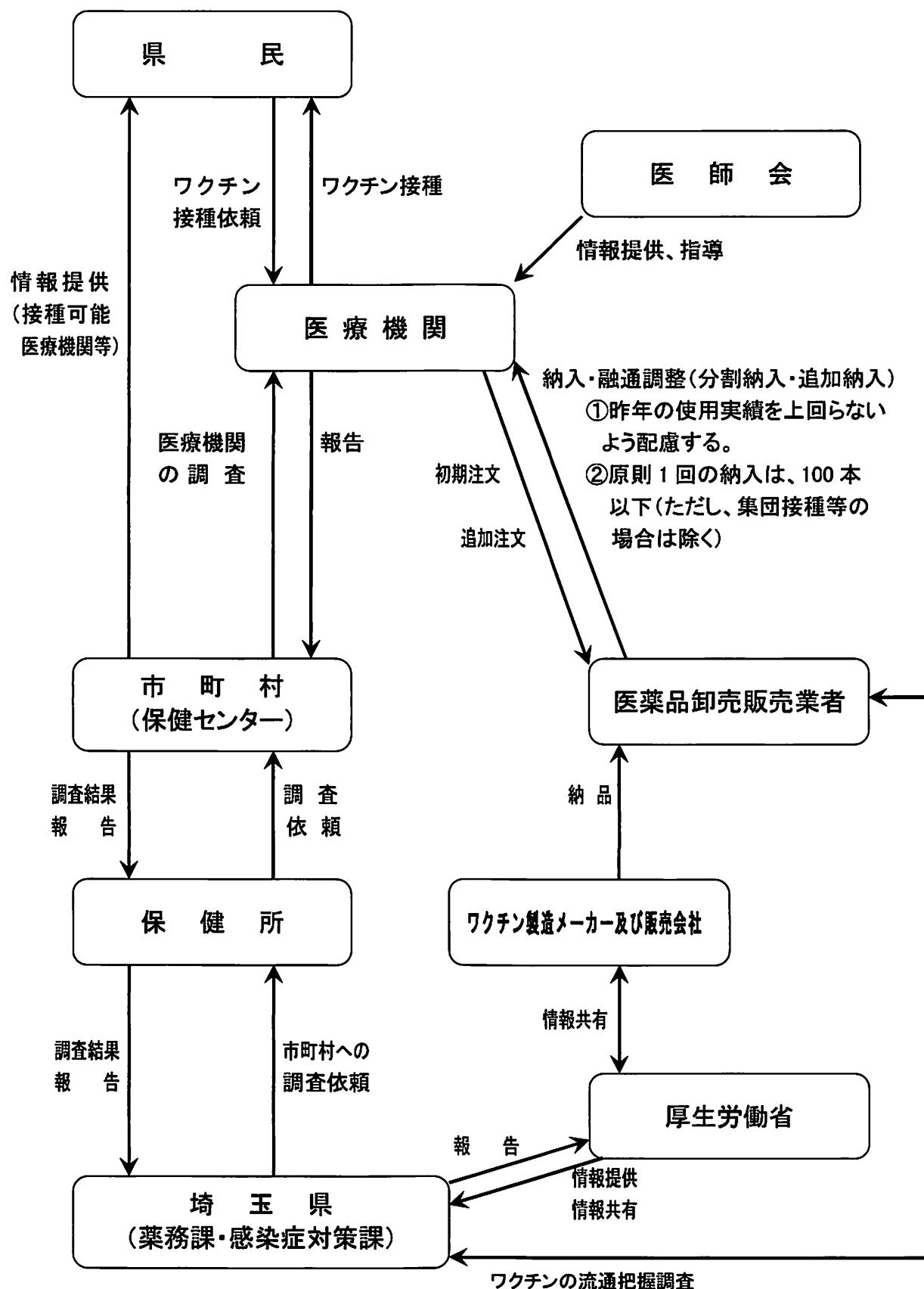
○ワクチン不足が発生した場合は、図2「ワクチンが不足した場合の対応フロー」に基づき、ワクチン不足の解消に努める。

(4) ワクチンの在庫等調査

○別添1「令和5年度医薬品卸売販売業者におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領」に基づき、ワクチンの在庫量等の調査を行う。

○別添2「令和5年度医療機関におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領」に基づき、ワクチンの在庫量等の調査を行う。

図1 埼玉県インフルエンザワクチン安定供給体制

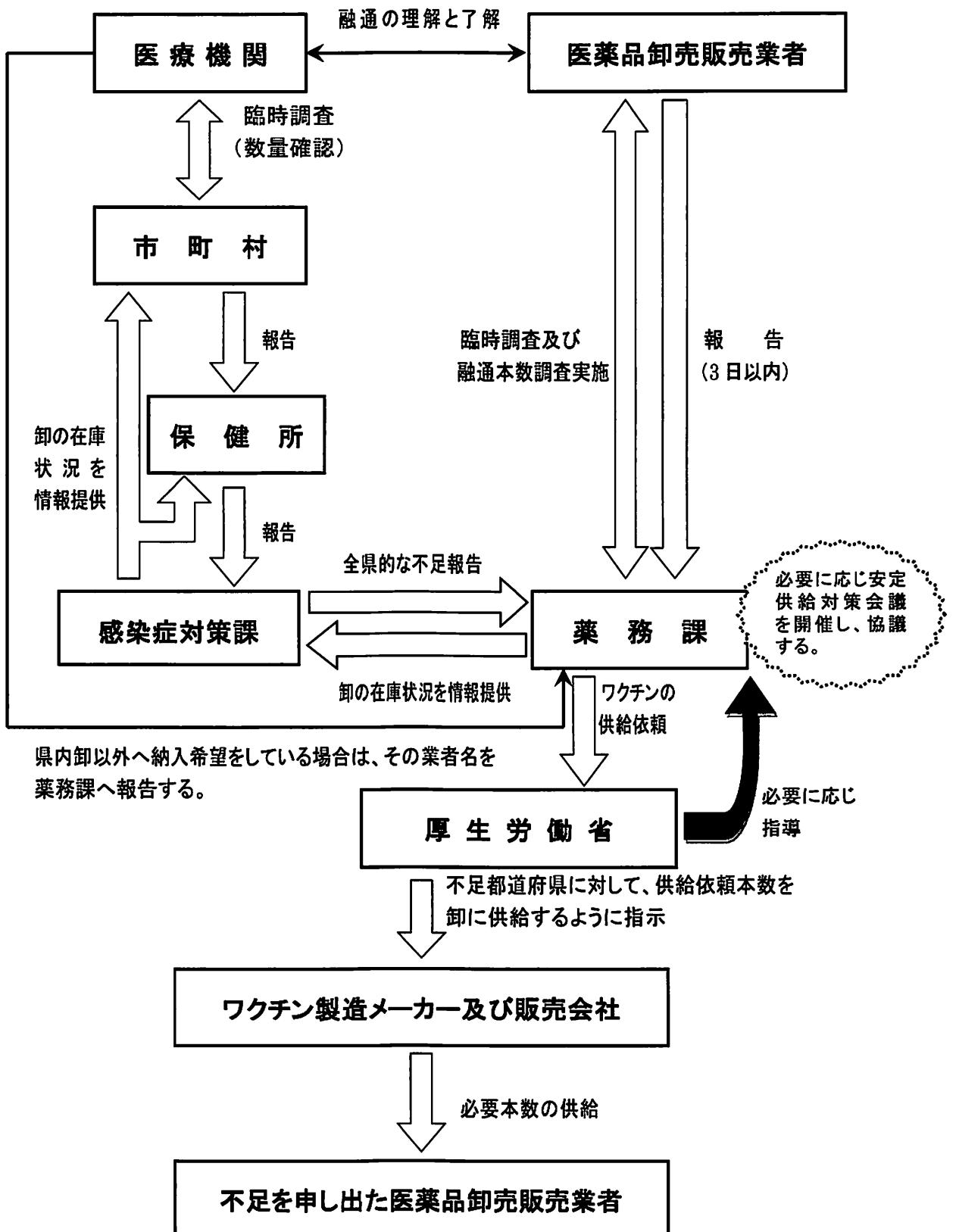


別表 インフルエンザワクチンの安定供給体制における関係機関・団体の役割

機関・団体 項目	埼玉県 (薬務課・感染症対策課)	県医師会	医療機関等	医薬品卸販売業者	市町村 (保健センター)	県保健所
一般的事項	◎関係機関・団体に協力を求め、県内におけるワクチンの安定供給の方策を策定し、推進する。	◎医療機関に対し、情報提供に努めるとともに、分割納入、ワクチン不足時の融通、在庫調査等の県の対策に協力し、効率的な活用について指導に努める。	◎必要量に見合う量のワクチンの購入を徹底する。 ◎特に、適正な注文（昨年度の使用実績を大幅に上回らないよう配慮）に努める。 ◎13歳以上の者が接種を受ける場合には医師が必要と認める場合を除き「1回注射」を徹底する。 ◎同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努める。	◎医療機関等からの注文に対しては、特に今年度は、昨年度の使用実績を大幅に上回らないよう配慮し、今年度のワクチン供給状況を踏まえて、随時必要な量を供給する。また、新規注文については、全体の注文量の状況を踏まえ調整する。 ◎医療機関等からの予約・注文を受ける場合にあっては、ワクチンに関する在庫量等の正確な情報提供を行うことに努める。 ◎地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮する。	◎住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を行う。 ◎ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。	◎住民に対し、ワクチン接種にかかる情報提供を行う。 ◎ワクチンの優先的な接種対象者への接種時期についての呼びかけを適切に行う。
分割納入			◎ワクチン接種に支障をきたす場合を除いて、医薬品卸販売業者の分割納入に協力する。	◎医療機関等の協力を得て分割納入を行うよう努める。医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除き、原則1回の納入は100本以下とするよう努める。		

機関・団体 項目	埼玉県 (薬務課・感染症対策課)	県医師会	医療機関等	医薬品卸売販売業者	市町村 (保健センター)	県保健所
在庫調査等	◎市町村、医療機関、医薬品卸売販売業者の協力を得て、県内のワクチン不足状況等について臨時に調査する。		◎市町村が実施する臨時の調査に協力する。	◎県内のワクチンが不足するおそれがある場合などに国や県が実施する臨時調査に協力する。	◎医療機関への臨時の調査を行う。	◎管内の市町村からの調査結果を集計し、県へ報告する。
ワクチンの不足時	◎医療機関等に対し、医薬品卸売販売業者とともに、融通の理解、了解を求める。 ◎ワクチンの供給について滞りが生じるおそれが発生した場合は、県内での調整を行うとともに、必要に応じて国に対し、全国的な融通等を求めるため、情報提供し、県内の適正なインフルエンザ対策に努める。 ◎必要に応じ、埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策会議を開催し、安定供給対策について協議する。		◎予約在庫がある場合は、医薬品卸売販売業者又は県が要請する融通に応じるように努める。	◎予約在庫がある場合には、予約している医療機関に対し、県とともに融通の理解、了解を求めるために努める。	◎住民に対し、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。	◎住民に対し、ワクチン接種可能な医療機関や今後の供給見込み等の情報提供に努める。

図2 ワクチン不足が発生した場合の対応フロー



別添 1

令和5年度 医薬品卸売販売業者におけるインフルエンザワクチン在庫状況等調査実施要領

1 目的

この実施要領は、医薬品卸売販売業者の協力を得て、インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策の一環として、埼玉県（以下「県」という。）が実施する医薬品卸売販売業者におけるワクチン在庫状況等調査（以下「調査」という。）を円滑に進めるために制定する。

2 臨時調査

県内においてワクチンが不足するおそれがある場合、又は厚生労働省から調査依頼等があった場合に、主要医薬品卸売販売業者におけるワクチンの在庫状況等を緊急に把握する必要がある場合に限り、臨時で調査を実施する。（様式1）

（1）調査日及び報告日

県がその都度定める。

（2）報告方法

原則として電子メール（a3620-14@pref.saitama.lg.jp）とする。

3 ワクチン不足への対応

（1）県が行う医療機関における調査でワクチンの不足が認められたときは、県は主要医薬品卸売販売業者に対し上記2の臨時調査を行う。

（2）臨時調査によりワクチン不足が認められたとき、医薬品卸売販売業者は、予約している医療機関に対し、予約在庫の融通について理解と了解を求める。

（3）医薬品卸売販売業者は、ワクチンの注文に応じられなくなったとき、速やかに緊急報告票（様式2）により薬務課へ上記2（2）と同様に報告する。

4 その他

この要領に記載がない事項については、関係機関で協議する。

附則

この要領は、令和5年10月25日から適用する。